

平成 2 0 年 度

第 1 回 大垣市都市計画審議会会議録

(平成 2 0 年 7 月 1 6 日)

平成20年度 第1回 大垣市都市計画審議会会議録

平成20年度第1回大垣市都市計画審議会を、平成20年7月16日（水）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 議 題 | 1 大垣都市計画特別用途地区（大規模集客施設立地制限地区）の決定について |
| | 2 建築基準法第51条ただし書き許可について |

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

黒川会長、藤垣副会長、車戸委員、岩井豊太郎委員、笹田委員、石田委員、岩井哲二委員、長澤委員、丸田委員、羽賀委員、田仲委員（代理出席：大垣警察署交通地域官 馬渕裕司）、矢野委員、松田委員

欠席委員

三輪高史委員、三輪雅務委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長	近藤 茂
都市計画課長	安田 浩二
建 築 課 長	近澤 広保
商工観光課長	伊藤 亮一
建築課長補佐	福野 嘉彦
建築課長補佐	下田 勇
商工観光課長補佐	伊藤 智
都市計画課係長	奥田 卓己
都市計画課係長	河瀬 良康
環境衛生課主任	山田 芳弘

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主任	森井 信悟
都市計画課主事	細田 新二

(開会時刻 午後1時)

事務局
(都市計画課長)

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第1回大垣市都市計画審議会を開催させていただきたいと存じます。本日は、ご多用の中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。私は、都市計画課長の安田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、本日は、三輪高史委員さん、三輪雅務委員さんの2名が御都合により欠席でございます。また、大垣警察署長の田仲委員さんが公務で御都合が悪いということで、代理の馬淵交通地域官のご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

委員さんの2分の1以上の出席をいただいておりますので、規定によりまして、会議が成立いたしております。

委員の皆さんのご紹介につきましては、お手持ちの名簿をご覧くださいと思います。

早速ではございますが、会議に先立ちまして、諮問者でございます市長に代わり、都市計画部長の近藤から、ごあいさつ申し上げます。

都市計画部長

改めまして、皆様こんにちは。

本日は大変お忙しいところ、また、外は大変蒸し暑い中を市の都市計画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の都市計画行政をはじめ市政全般にわたりましてご支援、ご協力をいただいておりますことに対しましても厚く御礼申し上げる次第でございます。

これからは人口減少時代という大きな転換点を迎える中でございますが、都市計画の分野におきましては、平成18年に都市計画法及び建築基準法が改正されまして、これまでの都市の成長を前提としてきた拡散型のまちづくりから、様々な都市の機能が適正に配置された集約型都市構造への転換が求められております。今後、皆様方にご意見をいただきながら、これらの課題に取り組んで参りたいと思っております。

本日、皆様方には、現在市が進めております、中心市街地活性化基本計画、これは国の認定を受けるわけでございますが、内閣総理大臣の認定条件となっております、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の決定、産業廃棄物中間処理施設の位置指定に伴います、建築基準法第51条ただし書き許可の2つの案件につきましてご審議いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。また、その他の報告案件もございま

すので、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、今後とも都市計画行政にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

それでは、早速会議のほうに入らせていただきたいと思います。進行は黒川会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

黒川会長

みなさんこんにちは。お暑い中ご苦労さまでございます。それでは早速でございますけれども、議事を進行させていただきます。

まず初めに、本日の審議会におきまして、様他 2 名の傍聴希望者がございますが、これにつきまして、可としてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございます。それでは、審議会の傍聴につきまして、許可いたしたいと思います。続きまして、本日の会議録署名者でございますけれども、岩井哲二委員さん、丸田斉委員さんのお二人にお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元のご案内に従いまして、審議に入りたいと思います。先ほど部長さんの方からのご案内ございましたが、本日は全部で 2 件の議案がございます。まず始めに、第 1 号議案といたしまして、平成 20 年 7 月 16 日付け 20 都第 170 号で諮問がございました「大垣都市計画特別用途地区（大規模集客施設立地制限地区）の決定について」を議題といたしたいと存じます。

この件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

事務局
(都市計画課長)

改めまして、都市計画課長の安田でございます。これからご説明申し上げます第 1 号議案でございますが、お手元の資料では、1 ページから 8 ページまでが第 1 号議案の資料ということで、ご用意させていただいております。

2 ページをご覧いただきたいと思います。今回の審査をお願いいたします、諮問書でございます。

議案内容につきましては、3 ページ以降でご説明申し上げますのでご覧いただきたいと思います。

議案の説明に入らせていただく前に、今回、この議案の根幹となっておりますまちづくり三法の改正から、これまでの経過等につきまして簡単にご説明申し上げます。まちづくり三法とは、中心市街地活性化施策の推進、都市機能の集約、土地利用の適正配置の誘導などを図ることを目的に、都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の3つの法律を総称いたしまして、まちづくり三法と申しております。

今後の人口減少と超高齢化社会にふさわしいまちづくりを実現するためには、市街地の郊外への拡散を抑制、都市の機能を適正に配置する必要があるということから、コンパクトシティという考え方を具体化する取り組みでございます。中でも、中心市街地活性化法の改正におきましては、市町村が作成いたします中心市街地の活性化に関します基本計画に内閣総理大臣による認定制度が創設されておりまして、支援措置の拡充が図られているところでございます。

この法改正を受けまして、本市におきましても、中心市街地活性化基本計画の大臣認定に向けまして、現在準備を進めているところでございます。

昨年の11月30日に全面施行されました、都市計画法及び関連する建築基準法の改正におきましては、特に広域にわたり都市構造に大きな影響をあたえる大規模集客施設の立地が制限されております。

大規模集客施設についてご説明申し上げます。

資料の4ページをご覧くださいと存じます。

資料の4ページは大規模集客施設立地制限の理由書でございますが、大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超える建築物というのを大規模集客施設と呼んでおります。

この大規模集客施設につきましては、建築基準法の改正により、商業、近隣商業、準工業の3用途に限定されたところでございまして、改正前は、2種住居、準住居、工業といった地域も制限がございました。法の改正後、準工業地域につきましては、先ほど申し上げました中心市街地活性化基本計画の大臣認定を受けるにあたりまして、その準工業地域には都市計画法の手法でございます特別用途地区を活用することによりまして、大規模集客施設の立地を抑制することが、認定の条件とされております。

そのため、都市機能の無秩序な拡散を防止、都市機能の適正な立地、集積を図るため、大規模集客施設の立地を本市の場合、商業と近隣商業の2用途に限定いたしまして、準工業地域につきましては、立地を

制限する特別用途地区の指定を行いたいというものでございます。

お手数でございますが、資料の3ページにお戻りいただきたいと存じます。

3ページが決定の図書でございますが、今申し上げました準工業地域全て、548ヘクタールでございますが、このエリアにつきましては、資料で申し上げますと5ページの方、A3の地図をご用意しておりますが、縦長にさせていただいてご覧いただきますと、こちらで表示しております準工業地域は、少し見にくく、恐縮でございますが、紫色に塗られております部分の赤囲いをしてあります部分、市内全域で約548ヘクタールの準工業地域を特別用途地区に指定しまして、この地区を大規模集客施設立地制限地区といたします。

なお、大垣市の墨俣地域には準工業地域はございませんので、旧大垣市地域だけの地図とさせていただきます。

参考資料で恐縮ですが、資料の6ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは、現在準備を進めております特別用途地区建築条例の案でございます。都市計画上の特別用途地区を定めることによりまして、具体的な規制内容等につきましては、建築基準法の規定によりまして、条例で定めることとなっております。その関係で、今回参考でお示しいたしました建築条例を制定して、都市計画で位置指定をしました準工業地域に、こういった内容の規制をしますという条例を施行したいと考えております。現在、この条例につきましては、31日までの間パブリックコメントとして、市民の皆様のご意見を伺っているところでございます。その後、条例案の9月議会への上程を予定いたしております。

併せて参考資料の2といたしまして、資料の8ページをご覧願います。

8ページは、準工業地域に立地いたします大規模集客施設についてでございますが、資料の中ほど既存不適格建築物というところをご覧いただきますと、現在、準工業地域内に存在いたします大規模集客施設につきましては、この条例が施行されました後は、既存不適格建築物という位置づけになりまして、増築及び改築を行う場合につきましては、建築用途の変更がなく、増改築後の床面積の合計が従前建築物の床面積の合計の1.2倍を超えなければ増改築可能ということになりますが、それを超えるものについては、禁止されます。

今回の特別用途地区指定によりまして、既存不適格になります大規模集客施設は、8ページにご案内しております3施設でございますが、ロック、アルプラザ、アクアウォーク3施設につきまして、それぞれ事業者には、今年4月に個別にご説明をさせていただいております。

本件の素案につきまして、あらかじめ市民の皆様方にご案内をし、

ご意見をいただくため、4月15日号の市の広報におきまして、案の概要を掲載し、公聴会の手続きをとる段取りを進めておりましたが、公述人の申し出がなく、開催には至りませんでした。なお、6月16日から30日までの2週間でございますが、都市計画法に基づく案の縦覧を行っておりますが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

この都市計画決定につきまして、大垣市の決定事項でございますので、この審議会でご審議、ご了承いただきました後、関連いたします建築条例の制定と併せまして、9月下旬には知事の同意を得て、決定、告示という手続きにて進めて参りたいと考えております。

雑駁で恐縮でございますが、以上第1号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

黒川会長

どうもありがとうございました。

ただいま、第1号議案につきまして、事務局から説明ございましたけれども、何かご質問、ご意見ございましたらご発言お願いいたします。

(発言なし)

黒川会長

よろしいでしょうか。それでは、ご発言もないようですので、ただいま説明いただきました原案を適当と認めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございました。

それでは、原案を適当と認めることといたします。

続きまして、第2号議案といたしまして、平成20年7月16日付け20都第171号で諮問がございました、建築基準法第51条ただし書き許可についてを議題といたしたいと思います。

この件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

事務局
(建築課長)

失礼いたします。建築課長の近澤でございます。よろしくお願い致します。

第2号議案、建築基準法第51条ただし書き許可について説明をさせていただきます。

10ページをお開き下さい。10ページは審議会への諮問書の写しでございます。

11ページをご覧ください。

最初に1の建築基準法の概要でございますが、建築基準法第51条では、市場、火葬場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画で位置が決定しているものでなければ、建築または用途変更してはならないと定められております。しかし、ただし書きによって、特定行政庁、これは大垣市でございますが、今回の案件について、市及び県の都市計画審議会の議を経まして、その敷地の位置が都市計画上支障がないとした場合は、都市計画の位置決定を不要としています。

次に2の対象施設とする根拠ですが、申請がありました施設は、産業廃棄物処理施設の政令で定めるその他処理施設であり、網掛け部の(3)汚泥、(5)廃油、(8)廃プラスチック類、(13-2)の産業廃棄物の焼却施設に該当します。なお、政令の中で、工業地域または工業専用地域における処理能力の規定でございますけれども、一般の地域に比べ緩和されております。

次に3のただし書き許可とする根拠ですが、設置者が民間事業者であることにより、将来の情勢から移転または廃止等が考えられることから、都市計画法による位置決定ではなく、建築基準法のただし書き許可の規定を適用するものです。

次に4の申請の概要ですが、申請者はフタムラ化学株式会社代表取締役社長友田善夫、用途は、産業廃棄物中間処理施設です。敷地の位置ですが、大垣市本今5丁目148番1、他11筆となっております。敷地面積は、19,486.83平方メートル。この地域の用途地域ですが、工業地域内でございます。申請理由は、工場敷地が市道と水路により南北2つに分かれており、その道水路を介して申請敷地に産業廃棄物の搬入、搬出が行われるため、建築基準法第51条の対象施設となるため申請をするものです。

12ページの5をご覧ください。

申請処理施設の概要ですが、新設予定の焼却施設が今回の許可対象施設となります。

次に6の建築物の概要ですが、南側の自社工場で発生します原料屑等、これは熱資源となるわけですが、この廃棄物の焼却により、蒸気源並びに電気、電力を得るサーマルリサイクル処理施設として整備されるもので、敷地内に新築建物として焼却施設関連建物5棟を建築する計画でございます。

次に7の処理行為の概要についてご説明いたします。

搬入品は、1次、2次の汚泥、それから、セルロース屑、廃油、廃活性炭で、これらは敷地南側の自社工場敷地から搬入いたします。

搬出品としまして、焼却灰ですが、県外の最終処分場及び再生资源工場へ搬出いたします。なお、施設の稼働時間は24時間となつ

ており、職員が常時監視をおこなっております。また、運搬車両につきましては、6トンから10トン車が、頻度としまして、1日に約10台程度となっております。

次に13ページをご覧ください。

8のその他特記事項でございますが、公害防止協定等としまして、大垣市と大垣市南部地域環境対策連絡協議会並びに事業者と、環境保全に関する協定書を平成19年11月1日に締結しております。また、この施設の廃棄物処理法によります設置許可につきましては、現在、事前協議を経まして、岐阜県の環境部局へ設置許可の申請がなされており、環境に対する意見調整が行われ、本申請と同時に許可される予定でございます。

14ページをご覧ください。

都市計画総括図でございます。申請地は大垣市の中央部に位置し、数社の工場が操業する工業地帯となっております。

次に15ページをご覧ください。

付近見取図、搬出経路図で、赤く着色した部分、これが申請地でございます。搬入搬出は、敷地南側の黄色に塗ってある所との間に道路と水路があるわけですが、この公共施設を介し、黄色の南側自社工場敷地を通して、幅員6メートルから10メートルの市道を通りまして、国道258号線を利用して搬出するという計画でございます。

16ページをご覧ください。

配置図でございます。今回51条ただし書き許可の対象となる施設ですが、黄色で着色された①から⑤の敷地西側の新築建物5棟であり、黄緑色に着色された今建っている建物ですが、許可の対象外となる建物でございます。

最後になりますけれども、今回この敷地の位置が都市計画上支障がないことについてでございますが、1つめとしまして、周囲には数社の工場等がある。用途地域は工業地域である。主に工業の利便増進を図る地域であること。2つめとしまして、地元地域環境対策連絡協議会と大垣市及び事業者との間で公害防止協定が締結されていること。3つめとしまして、搬出経路として6メートル以上の道路幅員があり、運搬車両でございますけれども、1日に約10台程度であるということ。4つめとしまして、大気汚染、騒音、振動、悪臭の防止については、廃棄物処理法に基づいて岐阜県の環境部局でおこなわれる生活環境影響調査及び環境アセスに係る審査が終わっており、基準値以下であること。5つめとしまして、自社工場の原料屑等の廃棄物を焼却し、蒸気または電気を得るサーマルリサイクル施設であるということなどが挙げられ、本計画は都市計画上支障がないと考えております。

なお、本審議会におきまして、ご承認いただけましたら、今後は平成20年10月の県都市計画審議会173回に付議する予定となっ

ております。

以上、ただいまご説明申し上げました、フタムラ化学株式会社の産業廃棄物中間処理施設につきまして、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

黒川会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明ございました、第2号議案につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。ご発言お願いいたします。

(発言無し)

黒川会長

よろしゅうございますでしょうか。

ご発言もないようでございますので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございました。

それでは、原案を適当と認めることといたします。

ただいまご審議いただきました2件の議案につきましては、後日、事務局を通じまして、市長さんに原案を適当と認める旨を答申したいと存じます。ご審議賜りまして誠にありがとうございました。

本日予定されとります議案は、以上の2件でございますが、事務局の方から何か報告事項等がございましたら、お願いいたします。

事務局
(都市計画課係長)

失礼いたします。都市計画課計画係長の奥田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、その他といたしまして、都市計画に関する定期見直し等についてと、景観法に基づく景観計画の策定についての2件を一括してご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

別で配布させていただいております、その他という資料をもとに、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページから5ページに関する部分で、都市計画に関する定期見直し等についてのご説明をさせていただきます。始めに、岐阜県では、平成22年の6月を完了予定といたしまして、都市計画の定期見直しを進められております。今回の定期見直しの背景につきましては、人口減少、少子高齢化の進展、大規模集客施設の相次ぐ立地等に伴う中心市街地の衰退などの都市を取り巻く社会情勢の大きな変化に対応するために、平成18年にまちづくり三法及び建築基準法等の改正がなされました。これまでの

拡大成長を前提としましたまちづくりのあり方から持続可能な魅力ある都市を目指して、おおむね20年後の2030年頃の都市像を想定した都市計画マスタープラン、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の変更などの都市計画に関する見直しが、今回行われる予定となっております。

それでは、資料に沿って、今年度の予定を中心にご説明申し上げます。若干資料が前後しますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料の1ページになりますが、1ページの上段の部分ですが、前年度、平成19年度になりますが、今回の定期見直しに関する調査及び検討を市としておこなっております。今年度は、この結果を踏まえながら、県の見直しのスケジュールにあわせまして、市街化区域、調整区域の区域区分及び用途地域の見直し、都市計画区域マスタープランの改定に向けた具体的な検討を進めていきたいと考えております。

それでは始めに、区域区分、いわゆる線引きと申しますが、線引きと用途地域の見直しについてご説明をさせていただきます。資料は1ページになります。平成20年度、大垣市欄の上段、●都市計画の定期見直しという所をご覧くださいと思います。区域区分の見直し、市街化区域への編入にあたっては、既に市街地が形成されている区域、または、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化に編入すると定義されております。したがって、闇雲な市街化区域の拡大は認められていないのが現状であります。したがって、資料のA)になりますが、市街化区域編入候補地の選定ということで項目を進めていきたいと考えております。具体的には①ですが、大規模開発等で既に都市的な土地利用がなされている地区。②に既成市街地に近く、今後開発圧力が高まると想定される地区。このふたつを基本的な考え方といたしまして、今後、候補地の選定をおこなっていく予定をしております。

次に、これらの候補地の市街化区域編入にあたりましては、B)の所になるんですが、それらの土地利用の方針を定める必要があります。県では、市街地整備手法といたしまして、土地区画整理事業、地区計画、公的または民間開発地区、それと既成市街地における道路整備事業の4つの市街地整備事業のいずれかが確実に行われる地区を市街化区域編入、線引きの条件としています。いずれにいたしましても、人口減少時代を迎える中で、市街化区域拡大は抑制されているのが現状で、一般的には拡大は厳しい状況ではありますが、以上の2つの条件を整理しながら、国や県、並びに関係の皆様との調整、協議を並行しておこないながら、今後市として、市街化区域編入の候補地の選定をおこない、県へ要望したいと考えております。なお、区域区分、市街化区域編入の都市計画の決定になりますが、これは県の決定事項になります。県としては、平成21年5月頃に候補地のほうを絞り込み、決定したいと聞いております。以上が区域区分、市街化区域編入への予定となっております。

続きまして、次にC)になりますが、用途地域の見直しについてでございます。市街化区域内の用途地域につきましては、昨年度実施いたしました都市計画基礎調査の結果をもとに、指定当初から用途地域が現状の土地利用とかけ離れている地区について、今回見直しを検討したいと考えております。具体的には、大規模工場跡地での大規模な住宅開発や大規模集客施設の立地などにおいて、現状の用途地域との不整合が問題になっている地区等について、都市計画の観点から見直しの検討を進めたいと考えております。なお、用途地域の見直しに関しましては、市の都市計画決定の案件となりますので、今後、都市計画審議会のご意見を伺いながら進めて参りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして、都市計画区域マスタープラン、市の都市計画マスタープランの策定についてご説明いたします。資料といたしましては、1ページの下の方▼都市計画区域マスタープランの改定、■市都市計画マスタープランの策定という所になります。都市計画区域マスタープランにつきましては、都市計画法第6条の2の規定によりまして、都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする規定されております。大垣都市計画区域につきましては、大垣市、これは大垣・墨俣地域になりますが、垂井町、神戸町、安八町の1市3町の区域で都市計画区域を構成しております。現在の都市計画区域マスタープランにつきましては、平成16年5月に県が都市計画決定し、策定をいたしております。今回はこのマスタープランを県が平成22年6月を目途に改定されるものとなります。このマスタープランに定める内容につきましては、次の3ページ、4ページ、資料が縦横して申し訳ありませんが、表のとおりに定められております。先ほど冒頭でご説明をさせていただいたとおり、持続可能な魅力ある都市という県の策定方針を踏まえまして、都市機能が集約され、持続可能なコンパクトな都市像を目標といたしまして、区域区分、土地利用、都市施設、市街地開発などの都市計画の決定方針などにつきまして、20年後の2030年頃の都市像を想定して、策定するものになります。大垣市といたしましては、今後想定されます土地利用等の要請なども踏まえながら、都市計画として必要な事項につきまして総合計画等の上位計画、それと個別の関連計画との整合を図りながら、このマスタープランへの新たな位置付けを県へ要望したいと考えております。

なお、資料の5ページに図面を付けさせていただいておりますが、これが、現在県が策定済みの都市計画区域マスタープランの総括図になります。最終的には、計画書の記述とあわせまして、このような形で将来の都市像を示すこととなります。こちらについては、後ほどお目通しいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

最後に市の都市計画マスタープランにつきましてご説明いたしますが、

申し訳ございませんが、資料戻っていただいて、前の3ページ、4ページをご覧くださいと思います。市の都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法18条の2の規定により、市の都市計画の基本方針を定めるもの、というふうに定められています。市のマスタープランに定める内容につきましては、ご覧のとおり、都市計画区域マスタープランに即しながら、市としての都市計画の基本方針を全体構想、地区別構想と区分して、より詳細に定めるものとなっております。こちらのほうも、区域マスタープランの策定とあわせまして、平成22年度の計画策定にむけまして、検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、資料1ページ、2ページのスケジュールのとおり、県が進めております都市計画の定期見直しのスケジュールにあわせまして、市として必要な都市計画の見直しの検討を進めていきたいというふうに考えております。また資料2ページにつきましては、21年度の都市計画の変更に向けた予定を示させていただきます。

都市計画審議会の皆様方には、都市計画案の策定等を含めまして、ご指導、ご意見をいただきながら、今後進めることとなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、雑駁ではございますが、都市計画に関する今後の定期見直し等のスケジュール等についてご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

続きまして、景観法に基づく大垣市景観計画の策定についてご説明をさせていただきます。資料は6ページ以降になります。よろしくお願いします。

大垣市は、平成18年3月27日に景観法に基づく景観行政団体となりました。景観行政団体になったことから、平成19年度、平成20年度の2か年で、大垣市景観計画の策定を現在進めているところであります。この景観計画の策定にあたりましては、景観法第9条第2項の中で、景観行政団体、これは大垣市になりますが、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない、と規定されておりますことから、大垣市景観計画の案が作成された時点で、都市計画審議会でご意見を伺うこととなります。

予定といたしましては、今年10月頃に審議会を開催させていただき、案のご説明を申しあげたいというふうに思っております。その後につきましては、都市計画審議会を再度お願いいたしまして、案に対するご意見を皆様方から伺えればというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、資料の大垣市景観計画骨子につきましては、後ほどご一読いた

だきたいと存じます。なにとぞ、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、事務局から報告並びにお願いをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

黒川会長

どうもありがとうございました。

ただいま都市計画に関する、また景観計画に関する主にスケジュールということで、ご説明いただきましたけれども、何かご質問等ございましたら、ご発言お願いいたします。

岩井豊太郎委員

私は、農業委員会の会長という立場で、ここに座っておりますが、この都市計画の計画区域についてですが、農業者の団体、我々委員会に対しても、こういった街づくりというのは、深く重視していただきたいと思います。今までの優良農地がですね、大垣市の発展のために虫食い状態になったりとか、色々なことになっているのが現実であって、やはり我々農業者の立場からいえば、優良農地はしっかりと残しておきながら、適正な街づくりをやってもらいたい。我々の意見もしっかりと聞いてもらいたい。今まではそういう機会が、私もずっと長い間農業委員をやっていますけど、あまりなかった。だから、これからは、我々にもこういったことをしっかりと説明してもらいたいし、農業者の団体の意見も聞いて、街づくりをやってもらいたいということをお願いしておきたい。

黒川会長

ありがとうございました。

ただいまの岩井委員さんのご発言、ご要望として、今後進めていく中でご要望を受け止めていただくようお願い申しあげたいと思います。

ありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

事務局からその他何かあるようでございますので、お願いいたします。

事務局

(都市計画課長)

ありがとうございました。

マスタープラン、その他につきましては、本日おおむねのスケジュールでご説明申し上げましたが、現在、こういった地域を、今、岩井豊太郎委員からもございましたように、農業関係者との協議、それから大垣市で非常に重要な治水対策等も含めまして、そういった関係の協議、その他商工サイドの産業振興の協議等、随時進めております。

そういったことで、ある程度地元の皆様へ案がおろせる段階になりましたら、市議会及び都市計画審議会も含めまして、ご意見、ご指導伺いまして、進めて参ろうと思っておりますので、今後スケジュールに沿って、何とか年内の内には、そういった形でまとまればというふ

うにご理解いただければと思っております。今日は、スケジュールの提案とおおむねの方向性として、そういった形で進めるというご理解で、よろしくお願いしたいと思います。

なお、景観計画でございますけれども、こちらも景観の計画の案が決まり次第、先ほど係長が申し上げましたようにさせていただきますが、本日の骨子につきましては、昨年度におおむねこの方向でということでもとめた分だけご提示しておりますので、一度お目通しをいただければと思います。

なお、実はこの都市計画審議会、皆様にご協力をいただきまして進めて参りましたが、委員の皆様の任期が、この7月31日をもちまして、2年間の任期満了ということになります。

皆様方に多大なるご協力いただきまして、誠にありがとうございました。今後引き続き、都市計画審議会委員をお願いさせていただくことになりました際には、是非、なにとぞ変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、公募の委員の皆様につきましては、新しく公募委員の選定ということで、今現在選定作業中でございますので、また新しく公募で、こちらにお世話になることになりましたら、よろしくお願いしたいと思います。

先ほどスケジュールで申し上げました10月ぐらいに、景観法の関係で、一度新しい委員さんを含めまして都市計画審議会をお願いしたいと思っておりますので、また引き続き皆様方をお願いになるかもしれませんので、よろしくお願いしたいと思います。

私どもの方からは以上でございます。

どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会といたしたいと思えます。

ご協力いただきましてありがとうございました。

黒川会長

(閉会時刻 午後1時45分)

大垣市都市計画審議会

会 長

会議録署名者

会議録署名者